

氏名(本籍)	深澤浩洋(秋田県)
学位の種類	博士(体育科学)
学位記番号	博甲第1,951号
学位授与年月日	平成10年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	体育科学研究科
学位論文題目	スポーツにおけるルールの哲学的考察
主査	筑波大学教授 教育学博士 片岡暁夫
副査	筑波大学教授 阿部生雄
副査	筑波大学助教授 教育学博士 松村和則
副査	筑波大学教授 博士(教育学) 宮寺晃夫

論文の内容の要旨

1. 論文の構成

深澤浩洋氏提出の「スポーツにおけるルールの哲学的考察」という題目の論文は、序章、第一章～第四章、結章および付録から成り、本文214ページ(脚注含)、文献目録10ページ、合計224ページ(1ページ当たり1200字、400字詰原稿用紙で合計約672枚に相当する)となっている。

2. 論文の内容

本論文で著者は、スポーツに対する本質論的概念論的問いを立て、ルールを手がかりとして哲学的な考察を試みている。その中で、ルールの存立条件を解明し、さらにそれとの整合性を図りつつ、スポーツの遊戯性並びに身体性について論じている。

論文の構成と概要は以下の通りである。

序章では、研究の動機・目的について説明し、先行研究の検討をふまえ、研究課題を提示している。スポーツの哲学的研究では、主に遊びやゲームのルールが主題化されていることと、倫理学的研究では、法と道德との関係と類比的にスポーツ・ルールと道德との関係が論じられるに留まっていることを示した。また、それ以外の領域、特に社会学的研究では、法との類比からスポーツ・ルールの構造を明らかにしようとしていることを見出した。先行研究から、スポーツ・ルールの独自性について検討する必要性と、それを論ずる基盤としてルールそのものを哲学的に検討する余地が残されていると考え、研究課題を以下のように設定した。一つ目は、ルールの概念を哲学的に考察し、ルールの普遍的な意味を探ることである。そのために、法をモデルとしたスポーツ・ルール論の有効性と限界から、法に潜むルールの基本的な構造を剔出し、さらにルールの成立条件について明らかにすることを目指した。二つ目は、そこで明らかにされたルールの概念との整合性を図りながら、スポーツ・ルールの独自性を明らかにすることである。具体的には、遊戯論の視点からゲーム・ルールの特殊性を論ずることにより、法や社会的ルールとの相違の明確化を目指した。また、ゲームにおけるスポーツの独自性の根拠を身体性に求め、ルールとの関連を図った。

第一章では、法もまたルールであるとの認識から理論展開している法理学者のハートやその理論的基盤を提供したと目されるヴィトゲンシュタインの言語ゲーム論を通して、ルールとゲーム(一次ゲーム)が相即的に結びついており、いわば地と図の関係として理解されるべきことと、地としてのルールを浮かび上がらせるためには、

更なるゲーム（二次ゲーム）を展開する必要があるという見解を得た。一次ゲームと二次ゲームというこの二つのゲームの重なり合いがルールを浮かび上がらせることになり、そこにルールの実定性を見出した。

第二章では、一次ゲームのレベルにおいてルールに従った実践がいかんして成立可能となるかを論じた。ヴィトゲンシュタイン、クリプキ、大澤らの議論を通して自己と、その自由にはならず「他でもありうる」可能性（偶然性）を保持した他者、並びにその両者に対して如何ともし難く必然的なものとして現れる絶対的他者という三つの要素を導いた。また、自他の存立可能性について、一つの事態の共有が自他関係の実在性を裏付けると共に、その事態に対するパースペクティブの相違が自他の区別を基礎づけていることを示した。ゲームという一つの事態に、各プレイヤーが異なる立場（例えば攻撃側と守備側）で関与するところにパースペクティブの相違があり、またそれにもかかわらずアクトの共有に基づいて必然性が確保されているところにゲームの成立をみた。また、アクトの相違は他者の可能性を開き、それが自己において生起しうるからこそ、自他関係が構成されることも示された。

第三章では、社会的ルールと遊びのルールとの相違を中心に、スポーツ・ルールの遊戯性について論じた。まず遊びが活動形態（遊戯）という視点からと、その形態に対してとる姿勢、態度といった関係の様態（遊び）という視点から捉えられること、そして、この二つの視点のうち、スポーツは活動形態として捉えられることが示された。また遊びがそれへの誘導と応答によって開始されることから、自他関係の構成が遊びにおいても重要な役割を果たしていることが確認された。

次に、遊戯の特性を示す自己目的性について、その意味を「その活動を成り立たせ、継続させること」と捉えた。また、参加者の目的とは別に、目的を有するはずのない有機体をあたかも目的論的体系であるかの如く見做す反省的判断力、すなわち合目的性という視点から、その活動自体の目的として「未確定性の保持」を導いた。そして、遊戯におけるルールは、未確定的な状況を生み出すべく、条件の平等性の確保や競争の促進といった機能を果たすものであることを示した。それゆえ、競争が他の参加者を凌駕すべく行動する事態を指すとはいえ、そうした参加者の目的と、これを積極的に促して未確定的な状況を保持しようとする目的との間に区別を見出し、なおかつ遊戯性の下で競争性を整合的に把握することにより、競争性を特徴にもつスポーツが遊戯に位置づけられることを明らかにした。

第四章では、競争的なゲームからスポーツを特殊化する契機として身体性について検討した。物理的空間内で生起するゲーム（一次ゲーム）と、それに判定基準を適用して変換を施す記号空間内のゲーム（二次ゲーム）という二重のゲームから構成されているところに、スポーツの特殊性を見出そうと試みた。

一次ゲームで生ずる事象は、プレイヤー自ら（自我）にとっても、また相手プレイヤー（他我）にとっても自由になるわけではなく、両者に対して他者性を帯びている。そして、第三者的な他者である事象にある判定基準（絶対的他者）を適用するゲーム（二次ゲーム）の中で、各プレイヤーには一つの事象が得点・失点、優劣、勝敗といった異貌性をもって立ち現れてくることになる。この他者性を帯びた事象は、将棋などでは記号的空間内で生起するのに対し、スポーツでは、物理的空間内において生起するものゆえ、それが行われる環境や用具によって結果が左右され、各プレイヤーの意のままにはならない他者性を生み出しているところがその特徴である。このような他者性を身体の不随意性の反映とみて、ルールは未確定性を保持すべく、用具・施設並びに許容される行為・手段等を規定することによって、各プレイヤーの意のままにはならない他者性を生み出していることを導いた。かかる他者性の克服の過程でスポーツ独自の運動様式が醸成され、また、新たに生み出された運動様式がルールを変えるきっかけにもなりうることから、不随意性をはらんでいるこのような事象と二次ルールとの間で働くダイナミクスがスポーツ固有の領域の形成に寄与していることを見出した。

結章では、まとめ及び本研究の意義と展望について述べられ、特に、身体的事象を個々の参加者が自らのものとして受け止めるところに主体形成の要因が潜んでおり、そこにスポーツの教育的意義を見出している。

審査の結果の要旨

スポーツを考察対象とする際に、体育学においてはこれまでルールが自明のものとして扱われ、身体運動とルールの問題が切り離される傾向にあるが、両者の関連を見極めようとルールを主題的に論じたところに意欲が見られる。この問題意識は、知的な側面と身体的な側面との関係を考察する哲学的な問題につながり、またそれを具体的に展開する場がスポーツに求められることを見出した点は評価に値する。その意味で、スポーツ哲学に対する貢献が期待される。

なお、今後は個別のスポーツ種目の検討や事例研究など、より具体的な場面での展開を通し理論を検証してゆくことが望まれる。

よって、著者は博士（体育科学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。